

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

# News Letter VOL.17

発行/2023年 11月9日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会  
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-民事訴訟 控訴審スタート 原告意見陳述 今夏の猛暑 将来世代への人権侵害-



10/10期日・入廷行動

2023年10月10日(火)、大阪高等裁判所にて、神戸石炭民事訴訟の控訴審が始まりました。今回の期日では、原告から意見陳述、弁護団から控訴理由に関するプレゼンテーションを行いました。

## 1. 原告意見陳述 気候危機の深刻化は、“私たちや将来世代への人権侵害”

原告団を代表して、高田さんが意見陳述を行いました。高田さんは、中学生になる娘さんと共に、建設・差し止めの民事訴訟原告となりました。なぜ、石炭火力発電所の建設に反対をしてきたのかについて、娘さんが喘息に罹患して、苦しんできたこと、今夏の猛暑が、学校生活や日常生活に大きな変化を強いられていることを述べられました。

“登下校時、娘が通う中学校では、登下校時に熱中症対策として、日傘・帽子・冷却タオル・ネッククーラーの使用が推奨されています。また、体育の授業も、暑すぎて中止になることがあります。さらに、子どもに持たせるお弁当箱には、保冷剤をたくさん入れています。教室にはクーラーがあるもの、換気のために窓を開けているので、お弁当が痛んでしまって食中毒にならないよう気をつけています。

学校行事にも変化がありました。例年は野外のグラウンドで開催されていた秋の体育祭が、今年は、須磨の「グリーンアリーナ」という空調設備のある室内で、文化祭と一緒に開催されることになりました。その他にも、部活動は活動時間が大きく制限されています。

変わってしまったのは、学校生活だけではなくありません。夏休み中でも、娘は、外が暑すぎて、外出する機会がほとんどありませんでした。たまに外出するときも、帽子とネッククーラーは必須です。家では暑さから、24時間エアコンがつけっぱなしになる日が多くありました。もう、夏は、空調設備があるところでないとならば屋外活動はできなくなっています。

大雨や台風も、降水量の多さや規模の大きさが頻りにニュースになるようになりました。大雨や台風で警報が発令されたら娘は学校が休みになりますが、親は仕事にいかなくてはならないので、娘は家で一人になります。そのときに自宅付近で土砂災害が起きたらと思うと、毎回本当に恐ろしいです。他方で、土砂災害などの警戒アラートが頻りに鳴りすぎて、私自身だけでなく娘にも緊張感がなくなってしまっている部分があることにも、恐怖を感じます。

これからさらに30年たって、娘の年代の人達が今の私達の年齢になったときには、さらに夏場の屋外は危険な状態になっているでしょう。毎年の土砂災害や水害で、さらに多くの人が生活の基盤を奪われているでしょう。二酸化炭素の大量排出が続いてしまえば、気候変動による自然災害のリスクは増大するばかりです。このままでは、私達はみんな、そのようなリスクに晒され続けるのです。このような世界で生きることを強いるのは、まさに、私達や、私の娘を含む将来世代の人達への人権侵害そのものです。高等裁判所においては、私達には具体的危険が生じていないという第一審判決の間違いを正し、公正で正当な、時代にあった判断をお願いしたいと思います。“高田さんは、裁判官へ力強く訴えました。

## 2. 原告弁護団 プレゼンテーション

弁護団からは、控訴審の審理における重要テーマとして①気候危機の理解、②石炭火力発電所からの排出を問題にする理由、③原告らのいかなる権利・利益がいかに侵害されているのかについて、池田弁護士、杉田弁護士から説明がありました。まず①について、今年の夏が史上最暑であり、“Global boiling”という語が生まれたこと、多様な悪影響、損失と損害の世界各地における発生などの指摘などから、気候危機がすでに深刻な現実であることが指摘されました。日本でも、今年は熱中症による救急搬送が90,492件あり、105名の死亡者が出ています。また、屋外作業(土木建設、農林水産業、警備員等)の働き方は暑熱の影響で大きく変わり、農畜産物や水産物にも高温による収量や品質の低下が観察されています。

にもかかわらず、一審判決では「現在の時点において被害発生の具体的危険が生じていると認めることはできない」「地球温暖化による被害についての原告らの不安は、不確定な将来の危険に対する不安であるというべきであるから、現時点において、法的保護の対象となるべき深刻な不安とまではいえない」と判断しています。

この判断について、池田弁護士は「世界の司法判断でも突出する楽観論であり、危機感が欠如している」と厳しく指摘しました。続いて、このような気候危機をこれから将来に向けて可能な限り回避していくために、パリ協定やグラスゴー合意で示された1.5℃目標の実現が重要となること、そのためにカーボンバジェット(1.5℃目標を達成するために残された炭素の排出枠)が逼迫している現実について、解説がありました。現在の排出量がこのまま続いた場合、カーボンバジェットは2030年頃に使い果たされてしまうため、1.5℃目標の達成は不可能になることが科学的に予見されています。このカーボンバジェットに対する裁判所の理解をみても、神戸地裁判決は「(仮に被告らの排出が日本のカーボンバジェットの3.2%を占めるとしても)現段階での国際合意は、平均気温の上昇が2℃を十分下回り、1.5℃を目標とするものであるから、気候変動が現在より少しでも悪化することをもって、直ちに受忍限度を超える具体的危険が生ずるとはいえない」としています。これは、2019年のオランダ最高裁によるUrgenda事件判決が「(温室効果ガスに関して)世界に残された余地(カーボン・バジェット)はほとんどないことは明らかである」と判示したのと対照的です。ただ、あらゆる主体が排出を行うため、控訴審では1.5℃目標を不達成にするような排出が、受忍限度を超える違法な主張であると、弁護団は主張しました。石炭火力発電所からの排出を問題にする理由(②)はここにあります。

そして③について、控訴審での請求の基礎を「気温上昇が1.5℃を上回る状態」それ自体を人格権の侵害である」とする考え方においたことが説明されました。これは、1.5℃上昇の世界と2℃上昇の世界で、極端な気象現象が生じる頻度が大きく変わることが科学的に予見されており、1.5℃上昇を超える世界は人間生活のあらゆる面で耐え難い被害に晒されると考えられるためです。そして、今後どれだけ削減を大きくできるかが、人間生活の将来を大きく左右するのです。池田弁護士からは、「私たちの子供や孫の住む世界をせめて1.5℃上昇の世界にとどめることが我々のなすべきことだ」とする旨の指摘がありました。そして、この1.5℃越えの世界を招来してしまうような違法な排出について、2040年には排出がゼロになるような段階的な削減を求めたことが説明されました。

神戸石炭民事訴訟の控訴審が始まるにあたって、主要な法的論点に焦点を当てQ&Aを作成しました。一審判決を受けて、どの点を不服として訴えているのか、今後、どこが論点となるのかについて述べています。次回期日(12/14)の傍聴席にお越しいただく前に、ぜひご確認ください！

### Q1:一審判決のどの点を不服として控訴したの？

一審判決に不服がある点として2つ挙げています。

まず、大気汚染による権利侵害について、「具体的な危険が客観的に認められない」と否定した点です。平穩生活権侵害の有無は生命・健康被害についての不合理な不安・恐怖感に基づいて判断すべきだと訴えています。

次に、CO<sub>2</sub>排出による気候変動による被害について、一審判決が発電所からのCO<sub>2</sub>排出により「権利侵害が実際に発生する」こと、「被害との(CO<sub>2</sub>排出との)因果関係が予想できる」ことを否定した点です。控訴審では、気候変動による無数の被害(熱中症、豪雨、土砂災害など)にさらされる状態におかれることが権利侵害であると訴えています。

### Q2:控訴審での主要な法的論点は？

#### 大気汚染に関する法的論点

一審判決では、新設発電所による大気汚染物質の増加を認めつつも、「具体的な危険が客観的に認められない」と判断されました。しかし、控訴審では大気汚染物質による平穩生活権の侵害を「閾値のないPM2.5を含む大気汚染物質の排出自体が既に原告らの平穩生活圏に対する具体的危険を構成することは、科学的に裏付けられている」と訴えています。

#### 気候変動に関する法的論点

一審判決では、新設発電所による「CO<sub>2</sub>排出に対する具体的危険と原告らが主張する権利侵害との因果関係を否定」しました。しかし、控訴審では、気温上昇が1.5℃を超える不安的な気候状態の下におかれること、それ自体が権利侵害であると主張しています。かかる権利侵害を防ぐために、被告企業からの排出量の段階的な大幅削減が必要であると訴えています。

### Q3:海外では画期的な判決が相次いでいるが、日本の司法への影響は？

日本の裁判官は憲法と法律に拘束されるため、海外の司法機関における判決が、直ちに日本の裁判官の法的な判断に影響することはありません。しかし、気候変動による被害を人権侵害と認識する重要な参考情報となる可能性は十分にあります。

### Q4:この裁判を応援する方法は？

裁判官が気候危機に向き合った判断を下すためには、世論も重要です。気候変動による影響が私たち一人ひとりにとって、切迫した状況であること、人権侵害を引き起こしているという認識を法廷の外で広げていくことが必要です。そのためには、神戸石炭訴訟は「市民の関心が高い」ということを示していくことが重要です。

傍聴席(約100席)を埋めることは、原告・弁護団を後押しするだけでなく、裁判官へのアピールにもなります。ぜひ、裁判の傍聴支援をお願いします。裁判について理解を深める学習会を企画したいなど、ご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。また、原告・弁護団を支援するサポーターも募集しています。一口1,000円からご参加いただけます。みなさまからのあたたかいご支援を賜れますと幸いです。

